

令和6年駒ヶ根市教育委員会第6回定例会 次第

令和6年5月30日(木) 午後2時
駒ヶ根市役所 南庁舎2階 大会議室

- 1 開 会
- 2 教育長報告 P1
- 3 事業報告及び事業計画 P3
・定例教育委員会 6月25日(火) 午後2時 市役所南庁舎2階 大会議室
- 4 審議案件
議案第1号 駒ヶ根市子ども・子育て会議委員の任命について P5
議案第2号 駒ヶ根市図書館協議会委員の任命について P7
議案第3号 名勝光前寺庭園整備活用委員会委員の委嘱について P8
議案第4号 駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱について P9
議案第5号 駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員の任命について P10
議案第6号 補正予算について P12
議案第7号 教育委員会表彰内規の改正について P15
議案第8号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について P18
- 5 協議事項
(1) 駒ヶ根市こども計画(仮称)の策定について P23
(2) 総合教育会議について P24
- 6 報告事項
(1) 行事共催等承認申請の専決処分について P30
- 7 その他
(1) 令和6年度子育てサポーター養成講座について P31
- 8 閉 会

令和6年度 第2回駒ヶ根市定例教育委員会 5月30日(木)

「明らみて 一方暗し 梅雨の空」 高浜虚子

季語：梅雨（夏）

意味：明け方になり空が明るくなってきたけれど、もう一方の空は梅雨の空模様だよ。



♡ 明け方の空、明るくみえたり、どんよりしたりと「梅雨だからいつ雨になるかわからないね」という気持ちを読んでいるのか。この時期だからこそ示唆されることがある。なにか物事が解決の兆しをみせたようでも、視点を変えるとまだまだ暗い部分があるといった例えにも使われる句らしい。

物事には表裏があるように、人の世も表裏一体であることを肝に銘じておきたい。

◆先達の教え 人類の未来を拓くがん治療への挑戦 小林久隆 (米国立衛生研究所) VS 北尾吉孝 (SBI ホールディングス会長)

○ がん治療は戦争と同じ。

・ 敵（がん細胞）を減らして味方（免疫細胞）を増やせば勝つ。

・ 従来の三大治療（外科手術、抗がん剤、放射線）は、敵を減らすことはできるけれど、同時に味方も減らしてしまう。

・ オブジーゴをはじめ「第四の治療」である免疫治療は、味方を増やせても敵を減らすことはできない。

・ それに対して、「第五の治療」と呼ばれる光免疫療法は、敵を減らして味方を増やすことができる、従来とは全く一線を画す治療法だ。



○ 従来の三大治療では、正常細胞が痛めつけられてしまうが、光免疫療法は正常細胞が傷まない。近赤外線を当てると、光エネルギーによってがん細胞の細胞膜にどンドン穴が開き、水が入ってきて破裂していく。

○ たとえ実験で自分が望む結果が出なくても、それは失敗ではない。成功へ至るのに必要なプロセスである。

○ 成功者の共通点は、「謙虚さ」があげられる。また、諦めが悪い、粘り強さやしつこさが大事。強固な執念を持ちながらも、目の前に起こる出来事には柔軟に対処する。

○ 自己維新・自己進化……常に新しい知識を吸収し、肉体的にも精神的にも自分を変えていく。

♡ 医の道こそ、すぐに答えが出るものではありません。弛まぬ努力と数多き失敗の積み重ねがベースにあります。幼少期、「がんの特効薬」と「水虫の特攻薬」を開発したらノーベル賞もんだぞと言われていました。それが長い道のりを経て、可能性がでてきたことはすごいことです。「たとえ実験で自分が望む結果が出なくても、それは失敗ではない。成功へ至るのに必要なプロセスである。」この言葉には勇気づけられます。子どもたちへ伝えたい言葉です。

◆先達の教え② 二十代をどう生きるか「いまを生きる」 榎木孝明（俳優）

○置かれた環境に不平不満をこぼしたり、将来への不安にさいなまれるのではなく、**目の前の一瞬に全力を注ぐ**ことが最高の生き方である。

○我欲やエゴに囚われていては、決してよい表現はできない。自我を捨て去り、天から来る役柄の魂を素直に受け入れることだ。

○若い皆さんの中には、いまの仕事に喜びを見いだせない方もいらっしゃるかもしれない。しかし、**どうせならその仕事を少しでも好きになってほしい**。ただ稼ぐだけの仕事に大切な二十代を費やすのはもったいない。人生で起こりうることに、偶然はない。「**偶然は必然**」と受け止め、来るものすべてに100%の力を注いでいく。「いま」を生き抜いた先に、自分なりの生き方が見えてくるはずだ。

○**失敗を恐れず、弛まぬ努力と挑戦を重ねてほしい**。いまを精一杯生きること、自分の秘めた可能性を開花してほしい。

♥ 我欲やエゴに囚われているうちは、思う存分仕事できません。おっしゃるとおり。目の前の事実を素直に受け止め、失敗を恐れなくて挑戦することができるのは、若いときだけです。

◆考えさせられたこと ころの資源を活用するために 田中真澄（社会教育家）

○「ころ」という資源は、心構えが備わってこそ私たちの力になっていく。

大谷選手の行為を左右しているのは、彼の〈心構え〉の方だ。**心構えをつくる日々の行動と考え方の習慣**がきちんとしているからだ。

○心構えを磨くには「積極性」「明朗性」「利他性」の三分野の行動、**考え方のよい習慣を保ち続けることが大切だ**。

♥ ときの人「大谷翔平」選手。どんなに揶揄されそうになっても動じず、生き方の軸を崩さない。若さだけでなく、「ころ」が鍛えられているのだという印象を受ける。マスコミのかわし方も上手い。心構えが備わっているからなんだと改めて感心する。これからの日本人の「あるべき生き方」の参考になります。



《ちよっと立ち止まって》 「内から育つ」姿を求めて※最近の教育関係の様子、新聞、駒ヶ根の子どもの様子、資料

○ 4月下旬、小学生の陸上練習真っ盛り。朝からご苦労様と思ってみると、こんな声が聞こえてきました。T「そこで切り替えなきゃ」に対し、S「切り替えてるわ!」と応酬。隣の子と顔を見合わせニヤツとしている。練習は何事もなかったかのように進んでいった。先生は大勢の子どもたちを次々と見ているので、意に介さず進めていく。

切り替えができていないから先生は指摘したのだろう。が、子どもはできていると勘違いしているのか、思うようにいかないと焦れているのか。その辺りはよく分からないが、こうしたコミュニケーションが続いていく中で、ときとして両者が衝突、爆発するのだろうと感じた。

♥ 一つの解決策として、当事者でない第三者が冷静にその場を見ていて、関係性を分析、指摘してくれたら何とかかなりそうな気がしたところです。因みに他に3人ほど先生がいたので余計にそう思った次第です。いずれにしても、放っておいてはこの子は内から育たないと直感しました。内から育つ芽は至る所に存在しているので、機を逃さず指導することに尽きると思います。

曜日	時刻	事業内容	摘要
1	水	9:30 市内校長会[赤穂小]	教育長、次長、両課長
		13:30 主幹指導主事訪問[赤穂南小学校]	教育長、教育委員
		かけっこ教室[中沢小、東伊那小]	社会教育課
2	木	13:30 主幹指導主事訪問[東伊那小学校]	教育長、教育委員
3	金	10:00 馬見塚祭典[馬見塚]	教育長
		8:30 東伊那公民館 高鳥山あるげあるげ	社会教育課長
		10:00 こども河童フェス[おもしろかっぱ館]	社会教育課長
4	土		
5	日		
6	月		
7	火	9:00 庁議[大会議室]	教育長、次長
		9:30 文化財団監査会[文化センター]	社会教育課長
		かけっこ教室[赤穂小]	社会教育課
		13:30 6月補正予算理事者査定[市長応接]	教育長
		13:30 市内3公民館連絡会[赤穂公民館]	社会教育課
8	水	10:00 文化財団館長会	社会教育課
		10:30 伊那養護学校関係者会議[保健センター]	教育長、子ども課
		13:30 給食財団理事会[保健センター]	教育長、子ども課長
9	木	全国都市教育長協議会[長崎]～10日	教育長
		15:00 天竜かっぱ広場運営委員会[かっぱ館]	教育長、社会教育課
10	金	17:30 東中学校スポーツ文化活動運営委員会[東中学校]	社会教育課
11	土		
12	日		
13	月	9:00 庁議[大会議室]	教育長、次長
		16:00 学力向上検討委員会[保健センター]	教育長、次長、子ども課長
14	火	14:00 文化財団決算理事会[文化センター]	教育長、社会教育課
15	水	8:40 主幹指導主事訪問[赤穂東小学校]	教育長、教育委員
		15:30 特別支援教育支援員連絡会[南庁舎]	教育長、子ども課長
		18:30 スポーツ少年団本部員会[南庁舎大会議室]	社会教育課
16	木	主幹指導主事訪問[AM:中沢小学校 PM:赤穂中学校]	教育長、教育委員
		JA花育事業[各小学校]	次長、子ども課長
		18:30 市民体力測定[泰成スポーツフロア]	社会教育課
17	金	9:15 上伊那教育会総会 仰望の日[伊那県文]	教育長
		地区子ども会総会[各地区]	社会教育課
18	土	南信地区スポーツ少年団競技別交流大会(軟式野球)	
		13:30 上伊那公民館連絡協議会総会[赤穂公民館]	教育長、社会教育課
19	日	南信地区スポーツ少年団競技別交流大会(軟式野球)	社会教育課
		9:00 十二天の森 春の観察会[十二天の森]	社会教育課
20	月	9:00 庁議[大会議室]	教育長、次長
		8:50 主幹指導主事訪問[東中学校]	教育長、教育委員
		15:30 幼児幼年教育研究会[市役所]	教育長、次長、子ども課長
21	火	10:00 市町村教委連絡会[伊那合庁]	教育長、教育長代理
		18:30 スポーツ協会評議員総会[アルパ]	次長、社会教育課長
22	水		
23	木	11:00 給食財団評議員会[赤穂南給食センター]	教育長、次長、子ども課長
		15:30 社会教育委員会[保健センター]	教育長、次長、社会教育課長
24	金		
25	土	8:10 赤穂東小運動会	教育長
26	日	市内河川一斉清掃	
27	月	9:00 庁議[大会議室]	教育長、次長
		9:00 十二天の森整備活用検討委員会[南庁舎大会議室]	教育長、社会教育課
28	火	13:30 上伊那探採地区協議会[伊那市役所]	教育長、職務代理、子ども課長
29	水	8:45 県ホッケー協会役員来庁[市長応接]	教育長、次長、社会教育課長
		13:00 県特別支援教育支援員訪問[教育長室]	教育長、子ども課
		15:00 文化財団評議員会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課長
30	木	13:30 部課長会[市役所大会議室]	教育長、次長、両課長
		14:00 定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長、子ども課
		15:30 特別支援コーディネーター連絡会[]	教育長、子ども課長
31	金	関東甲信越静岡市町村教委委員会連合会総会[茨城]～6/1	職務代理
		10:00 長野県図書館 館長会[市立図書館]	教育長、社会教育課
		13:30 上伊那社会教育委員連絡協議会理事会[伊那合庁]	社会教育課

6月分 教育委員会事務事業計画

2024年5月22日

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	土			
2	日		ハーフマラソン宣伝活動(安曇野ハーフマラソン)[安曇野市]	社会教育課
3	月	10:00	JAおかゆポット贈呈式[市長応接]	次長、子ども課長
		11:00	地方創生推進本部会議[第3委員会室]	教育長、次長
4	火	9:00	市議会全員協議会[第5会議室]	教育長、次長
		13:30	市内園長会[保健センター]	子ども課長
5	水	10:00	6月議会開会[議場]	教育長、次長
		19:00	二十歳を祝う会実行委員会[保健センター大会議室]	教育長、社会教育課
			国スポ 開催市町村・競技団体合同会議[県庁]	社会教育課
6	木		一般質問ヒヤリング	両課長
		10:00	文化財団館長会[文化センター]	社会教育課長
7	金	10:00	図書館協議会[図書館]	教育長、次長、社会教育課
8	土			
9	日	12:00	郷土芸能まつり[文化会館大ホール]	教育長、次長、社会教育課
		17:30	全国かっぱサミット[アイパル]	教育長
10	月	9:30	市内校長会[赤穂東小学校] 一般質問検討会	教育長、次長、両課長
11	火	10:00	中央アルプス駒ヶ岳保存管理委員会[市役所]	社会教育課長
12	水	11:00	県社会教育委員連絡協議会総会(Web)	社会教育課
		13:00	主幹指導主事訪問[赤穂小学校]	教育長、教育委員
13	木			
14	金	18:30	市民総体実行委員会[]	次長、社会教育課
15	土	9:00	上伊那スポーツ推進委員連絡協議会研修会[]	社会教育課
16	日	8:20	南信剣道大会[武道館]	教育長
17	月	15:30	不登校児童・生徒支援委員会[南庁舎]	教育長、次長、子ども課長
		15:40	駒ヶ根工業高校評議員会[駒工]	次長
18	火			
19	水	10:00	一般質問[議場]	教育長、次長
20	木	10:00	一般質問[議場]	教育長、次長
		18:30	スポーツ推進審議会[]	教育長、次長、社会教育課長
21	金			
22	土			
23	日			
24	月	9:00	市議会常任委員会[第5会議室]	次長、両課長
		15:30	保育協会園長部会との懇談[本庁、大会議室]	教育長、次長、子ども課長
25	火	14:00	定例教育委員会[保健センター]	教育長、次長、両課長
		18:30	部活動地域移行協議会[]	教育長、次長、両課長
26	水	17:40	市職員労働組合保育所対策部所属長懇談[]	次長、子ども課長
27	木	10:00	市議会(最終日)[議場]	教育長、次長
			県ホッケー協会連絡協議会[長野市]	社会教育課
		18:00	二十歳を祝う会実行委員会[南庁舎大会議室]	社会教育課
28	金	10:00	砂防フィールドミュージアム協議会[本庁大会議室]	教育長、両課長
29	土			
30	日	9:00	ジュニアリーダー研修会[南庁舎大会議室]	社会教育課

駒ヶ根市子ども・子育て会議委員の任命について

駒ヶ根市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、駒ヶ根市子ども・子育て会議委員として下記のとおり任命するものとする。

令和6年5月30日

駒ヶ根市教育委員会

教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

選出区分	氏名	職名等	備考
子どもの保護者	下平 実門	小学校PTA会長	
	矢澤 大輔	保育園・幼稚園保護者	保育園・幼稚園保護者会 連合会 副会長
	奥村 容子	公募	
事業主を代表する者	都竹 周作	企業の代表	駒ヶ根青年会議所
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	北澤 孝代	子育てサークル	親と子学び育ちの会 まねき neko
	伊藤 陽子	社会福祉協議会	権利擁護係長
	窪田 久美	保育園の代表	駒ヶ根市保育協会
	高木 優子	幼稚園の代表	聖マルチン幼稚園園長
識見を有する者	佐藤 順子	主任児童委員	
	北原 宏	人権擁護委員	伊那人権擁護委員協議会
関係機関の代表	宮下 一栄	民生児童委員協議会	副会長
	熊谷 篤司	青少年育成委員会	会長
	岡田 敦子	女性団体連絡会	(社) ガールスカウト日本連盟
	塩澤 京子	食育懇話会	
	小牧 美穂	学校の代表	赤穂東小学校校長

関係課の職員	唐澤 裕二	危機管理課	消防交通安全係長
	吉澤 淳	企画振興課	企画調整係長
	三枝 泰子		少子化対策係長
	表 利彦	都市計画課	調整幹(兼)景観建築係長
	小林 伸行	福祉課	社会福祉係長
	車田 典子	社会教育課	生涯学習係長
	奥村 真治		スポーツ振興係長
事務局	本多 俊夫	教育長	
	赤羽 知道	教育次長	
	水野 毅	子ども課長	
	塩澤 俊昭	子ども課	学校教育係長
	倉田 さおり		教育総務係長
	北原 峰子		母子保健係長
	杉山 真之介		幼児教育係長
	野溝 優太		幼児教育係
	菅沼 洋平		子育て家庭教育係長
	堀内 万里		子育て家庭教育係

※太字ゴシックが今回任命する委員(新任・再任含む)

※関係課及び事務局職員は人事異動に伴う変更

2 任命年月日 令和6年4月1日

3 任期 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間

駒ヶ根市図書館協議会委員の任命について

図書館法第14条及び駒ヶ根市附属機関に関する条例（昭和52年条例第43号）第2条の規定により、下記のとおり駒ヶ根市図書館協議会委員に任命する。

令和6年5月 日

駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	役職・団体名	住所	電話番号
横山 絵里	中沢小学校長（校長会）	■■■■■■■■■■	■■■■

2 任命年月日 令和6年6月7日

3 任期 令和6年6月7日から令和7年3月31日まで

名勝光前寺庭園整備活用委員会委員の委嘱について

名勝光前寺庭園整備活用委員会設置要綱（平成 24 年 2 月 6 日告示第 4 号）第 3 条の規定により、下記の者を名勝光前寺庭園整備活用委員会委員に委嘱する。

令和 6 年 5 月 日

駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	所属	専門分野
佐々木邦博	信州大学農学部 名誉教授	造園
吉澤 政己	NPO法人信州伝統的建造物保存技術研究会理事長 工学博士	建造物
笹本 正治	長野県立歴史館 特別館長	人文
大窪久美子	信州大学農学部 教授	植物
吉澤 道人	宗教法人光前寺 住職	
北澤 洋	宗教法人光前寺 総代会長	
氣賀澤 厚典	宗教法人光前寺 総代会副会長	
北村 政幸	宗教法人光前寺 総代会会計	
田中 清文	駒ヶ根市文化財審議会 会長	
小原 昌美	一般社団法人 駒ヶ根観光協会事務局長、 駒ヶ根市産業部商工観光課 課長	

2 委嘱年月日 令和 6 年 4 月 1 日

3 任 期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成 23 法律第 78 号）第 31 条並びに駒ヶ根市附属機関に関する条例（昭和 52 年 12 月 23 日条例第 43 号）第 2 条の規定により、下記の者を駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員に委嘱する。

令和 6 年 5 月 日
駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員

部 門	氏 名	所 属 等	役 職
関係行政機関の職員	大嶋 信一郎	長野県観光スポーツ部スポーツ振興課 (南信教育事務所生涯学習課駐在)	スポーツ指導主事

2 委嘱年月日 令和 6 年 4 月 1 日

3 任 期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員の任命について

駒ヶ根市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員として下記のとおり任命するものとする。

令和6年5月30日
駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	勤務先等	備考
鈴木 敏洋	昭和伊南総合病院	小児科医
佐倉 礼子	子ども課	保育カウンセラー
黒澤 利恵	〃	相談支援専門員
上村 啓子	昭和伊南総合病院	作業療法士
西村 政春	赤穂小学校	校長
小牧 美穂	赤穂東小学校	〃
池上 浩人	赤穂南小学校	〃
横山 絵里	中沢小学校	〃
太田 聖尚	東伊那小学校	〃
竹松 寿寛	赤穂中学校	〃
伊藤 栄勇	東中学校	〃
森本 麗子	長野県伊那養護学校	教諭
一ノ瀬 久子	北割保育園	園長
鈴木 しのぶ	美須津保育園	〃
佐野 志保子	赤穂保育園	〃
下島 美恵子	飯坂保育園	〃
小原 千鶴	経塚保育園	〃
小出 美紀	すずらん保育園	〃
平沢 美樹	中沢保育園	〃
上久保真須美	東伊那保育園	〃
佐野 由紀恵	赤穂南幼稚園	〃
岸 圭子	下平幼稚園	〃
窪田 久美	福岡保育園	〃
宮澤 さつき	桜ヶ丘保育園	〃

高木 優子	聖マルチン幼稚園	〃
林 駿 佑	J's 保育園駒ヶ根	園長代理
中坪 美智子	つくし園	園長
米村 由布子	福祉課	社会福祉士
望月 愛里	子ども課	保健師
竹 村 勝	〃	指導主事
塩澤 秀彦	〃	幼児教育アドバイザー
桃澤 咲子	〃	家庭児童相談員
白鳥 登紀子	〃	家庭児童相談員
小池 みず希	〃	教育相談員
東谷 博美	〃	教育相談員

2 任命年月日 令和6年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
(任期2年)

令和6年度 一般会計補正予算(第2号)の概要

【一般会計補正予算(第2号)予算規模】 375,938千円 (16,300,000千円 → 16,675,938千円)

令和6年度 一般会計補正予算(第2号)

【歳出】

(単位:千円)

No.	課名	区分	内容	補正額							
				補正額							
6	子ども		子ども計画の策定 子ども基本法に基づく子ども計画策定にかかる経費を補正します。 (単位:千円)	補正額	2,970						
				特定財源							
				一般財源	2,970						
				歳出補正総額	2,970						
				特定財源	0						
				一般財源	2,970						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td>子ども・若者アンケートの実施、計画素案作成等</td> <td>2,970</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	補正額	委託料	子ども・若者アンケートの実施、計画素案作成等	2,970		
区分	内容	補正額									
委託料	子ども・若者アンケートの実施、計画素案作成等	2,970									

【歳入】

(単位 千円)

款	内容				補正額計	
	歳入項目	(補正前)	(補正後)	補正額		
市税	個人市民税	1,717,300	1,576,500	△ 140,800	△ 140,800	
地方特例交付金	地方特例交付金	88,200	229,000	140,800	140,800	
国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	10,647	426,869	416,222	416,222	
	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費国庫負担金	0	21,515	21,515	21,515	
	社会資本整備総合交付金(県計画事業)	4,750	4,392	△ 358	△ 358	
	防災・安全交付金(道路事業)	80,500	28,089	△ 52,411	△ 52,411	
県支出金	信州農業生産力強化対策事業補助金	0	2,070	2,070	2,070	
	市町村森林整備支援事業補助金	0	2,100	2,100	2,100	
繰入金	ふるさとづくり基金繰入金	710,810	711,763	953	953	
繰越金	一般繰越金	159,362	176,909	17,547	17,547	
諸収入	コミュニティ助成事業	0	8,600	8,600	8,600	
市債	地方道路等整備事業債	69,700	74,900	5,200	5,200	
	公共事業等債	166,200	119,100	△ 47,100	△ 47,100	
	緊急自然災害防止対策事業債	131,500	133,100	1,600	1,600	
					歳入補正総額	375,938
					特定財源	358,391
					一般財源	17,547

令和6年度 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(単位 千円)

課	区分	内容	歳入補正額		
			補正額	940	
市民		マイナ保険証利用率向上に向けた取り組みを強化するため、必要となる予算を補正計上します。			
		(単位:千円)			
		区分	補正額		
		歳入	940		
		国庫支出金	940		
		社会保障・税番号システム整備費補助金	940		
歳出	940				
印刷製本費(パンフレット印刷代)	300				
通信運搬費(特定記録郵便代)	640				

【繰越明許費計算書】 一般会計

(単位 千円)

款	項	事業名	繰越額
総務費	総務管理費	上伊那広域連合負担事務	3,762
民生費	社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	148,534
民生費	社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等事業	7,660
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン予防接種事業	1,500
農林水産業費	農業費	農村災害対策整備事業(ため池地震耐性評価)	13,000
農林水産業費	農業費	中央道水路橋耐震事業	1,600
商工費	商工費	中小事業者等エネルギーコスト削減事業	11,270
商工費	商工費	商店街街路灯等省エネルギー対策支援事業	8,000
商工費	商工費	飲食店応援チケット事業	14,579
商工費	商工費	中央アルプス保全活用事業(檜尾登山道整備)	3,500
土木費	都市計画費	公園施設長寿命化対策支援事業(下平公園・丸塚公園)	51,500
土木費	土木管理費	地籍調査事務	21,358
土木費	道路橋梁費	道路メンテナンス補助 橋梁長寿命化修繕事業	71,300
土木費	道路橋梁費	社会資本整備総合交付金 道路舗装事業(新春日街道線外)	3,000
土木費	道路橋梁費	通学路緊急対策事業(光前寺南線外)	76,882
土木費	道路橋梁費	県傾斜地崩壊対策事業	259
土木費	道路橋梁費	市単交通安全施設整備事業	2,475
消防費	消防費	消防ポンプ車両更新事業	22,528
教育費	小学校費	小学校建設事業(施設改修)	30,000
教育費	社会教育費	総合文化センター改修事業	2,350
災害復旧費	農林施設災害復旧費	現年発生林道災害復旧事業	7,100
一般会計 計21事業			502,157

駒ヶ根市教育委員会表彰内規

(趣旨)

第1 この内規は、駒ヶ根市の教育行政に積極的に協力又は援助した者及び教育文化の振興に貢献した者に対し、感謝の意を表すため必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2 (1) 教育委員会は、次の各号の一に該当する者について、選考のうえ表彰する。

- ①教育行政の振興について功績が顕著なもの
- ②学校教育の振興について功績が顕著なもの
- ③学校保健の振興について功績が顕著なもの
- ④社会教育の振興について功績が顕著なもの
- ⑤社会体育の振興について功績が顕著なもの
- ⑥幼児教育及び家庭教育等の振興について功績が顕著なもの
- ⑦芸術及び文化の振興又は文化財の保護について功績が顕著なもの
- ⑧前各号に定めるもののほか、教育に関し特に功績が顕著なもの

(2) 選考の基準は、別表1のとおりである。

第3 表彰は、表彰状又は感謝状を交付するほか、記念品を添えることができる。

附則

この内規は、昭和61年4月1日から適用する。

附則

この内規は、平成3年6月1日から適用する。

附則

この内規は、平成18年4月1日から適用する。

附則

この内規は、令和6年6月1日から適用する。

別表 1

該当者	選考の基準
成績優秀者	全国大会等で優秀な成績をおさめ、多くの市民に対し、夢と希望を与える快挙を成し遂げた者
寄附者	教育、文化振興のため、50万円相当額以上の金品を寄附した篤志者（市長が感謝状を交付したものを除く。）
附属機関の委員	市長及び教育委員会が任命した附属機関の委員として、6年以上在職し退任した者
教育振興功績者	その他教育委員会が表彰するのが適当であると認める業績又は行為のあった者

駒ヶ根市教育委員会表彰内規

(趣旨)

第1 この内規は、駒ヶ根市の教育行政に積極的に協力又は援助した者及び教育文化の振興に貢献した者に対し、感謝の意を表すため必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2 (1) 教育委員会は、次の各号の一に該当する者について、選考のうえ表彰する。

- ①教育行政の振興について功績が顕著なもの
- ②学校教育の振興について功績が顕著なもの
- ③学校保健の振興について功績が顕著なもの
- ④社会教育の振興について功績が顕著なもの
- ⑤社会体育の振興について功績が顕著なもの
- ⑥幼児教育及び家庭教育等の振興について功績が顕著なもの
- ⑦芸術及び文化の振興又は文化財の保護について功績が顕著なもの
- ⑧前各号に定めるもののほか、教育に関し特に功績が顕著なもの

(2) 選考の基準は、別表1のとおりである。

第3 表彰は、表彰状又は感謝状を交付するほか、記念品を添えることができる。

附則

この内規は、昭和61年4月1日から適用する。

附則

この内規は、平成3年6月1日から適用する。

附則

この内規は、平成18年4月1日から適用する。

別表 1

該当者	選考の基準
成績優秀者	全国大会等で優秀な成績をおさめ、多くの市民に対し、夢と希望を与える快挙を成し遂げた者
寄附者	教育、文化振興のため、50万円相当額以上の金品を寄附した篤志者（市長が感謝状を交付したものを除く。）
附属機関の委員	市長及び教育委員会が任命した附属機関の委員として、6年間以上在職し退任した者

駒ヶ根市教育委員会表彰内規

駒ヶ根市教育委員会表彰内規の一部を次のように改正する。

別表中

付属機関の委員	市長及び教育委員会が任命した付属機関の委員として、6年間以上在籍し退任した者
---------	--

を

付属機関の委員	市長及び教育委員会が任命した付属機関の委員として、6年間以上在籍し退任した者
教育振興功績者	その他教育委員会が表彰するのが適当であると認める業績又は行為のあった者

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

6教義第159号
令和6年(2024年)5月20日

市町村(学校組合)教育委員会
教育長様

長野県教育委員会教育長

県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の
取り交わしについて(依頼)

このことについて、別添のとおり取り交わしたいので、御配意願います。

つきましては、取り交わし書面を2部送付致しますので、捺印の上、1部を貴教育委員会保存用として、1部を6月末日を目途に教育事務所長あて送付してください。

なお、市町村(学校組合)定例教育委員会開催日等の関係で、上記提出期日までの提出が困難な場合、定例教育委員会開催後の提出で構いませんので、その旨を6月中に、所管教育事務所の担当主幹指導主事まで御連絡ください。

(問合せ先)

長野県教育委員会事務局 義務教育課管理係

担当 古畑、藤木

電話 026-235-7426(直通)

FAX 026-235-7494

電子メール gimukyo@pref.nagano.lg.jp

了 解 事 項

1 教職員の任免その他の進退について

- (1) 校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (2) 副校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野、全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (3) 教頭の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (4) 教職員（校長を除く。）の任免その他の進退については、校長の意見を尊重する。
- (5) 教員（教育職員免許法第2条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の新規採用については、長野県教育委員会教育長が採用候補者として推薦する者を内申する。

2 令和7年度教職員人事異動の基本方針について

令和7年度教職員の人事異動の実施に当たっては、長野県教育委員会は、市町村教育委員会の意見を尊重して異動の基本方針を確立し、両者協力してその実現を期するものとする。

3 1及び2の取扱いについては、別紙覚書によって適正に行う。

4 人事の仕組みの検討について

義務教育関係教職員の人事の仕組みについては、中核市を含む市町村への人事権の移譲のあり方等を踏まえ、関係機関の意見を聞きながら、多角的に検討するものとする。

5 人事異動方針の見直しについて

人事異動方針の実施状況を踏まえながら、適宜見直しを行う。

覚 書

1 教職員の人事について

人事についての秘密を厳守する。

(1) 校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(2) 副校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(3) 教頭について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(4) 教員について

ア 教員の人事については、これを校長に立案させることが望ましい。

イ 校長は、上記立案にあたり、市町村教育委員会及び長野県教育委員会と十分に連携を図るものとする。

ウ 市町村教育委員会は（4）アの校長の立案を踏まえ、内申書を作成し県教育委員会に提出する。

エ 長期在職者の異動については、校長の意見を尊重し、市町村教育委員会と県教育委員会が十分に協議し、適切に対応するものとする。

(5) 新規採用について

市町村教育委員会は、長野県教育委員会教育長が選考した適任者を内申する。

2 連絡の方法について

(1) 長野県教育委員会は、常時市町村教育委員会と連絡を取り合う。

ア 担当主幹指導主事は、学校訪問等により努めて市町村教育委員会と連絡を密にする。

イ 担当主幹指導主事は、郡市連絡協議会あるいは教育長の会合等には努めて出席し連絡を図る。

(2) 特に連絡をする機会

10月から2月の間において、担当主幹指導主事は、全般的な打合せや個々面談による連絡の機会をつくる。この際の市町村教育委員会の出席者は、原則、教育長とする。

- 3 令和7年度人事異動については、2月中旬を目途として異動原案の作成を完了する。
- 4 令和7年度人事異動の最終決定は3月中旬とする。



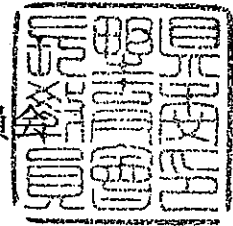
県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について

義務教育課

長野県教育委員会と市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）は、全県的視野に立って教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）の任免その他の進退等に関して、次の了解事項を取り交わし、令和6年 月 日から令和7年5月31日までの間これを実施するものとする。。

令和6年 月 日

長野県教育委員会



駒ヶ根市教育委員会

駒ヶ根市子ども計画（仮称）の策定について

令和5年4月1日施行のこども基本法第10条において、市町村は国が策定する「こども大綱」と都道府県が策定する「こども計画」を勘案して「市町村子ども計画」を策定するよう努力義務が課せられました。また、市町村子ども計画は子ども・子育て支援事業計画等の、既存の市町村子ども・若者に関する計画と一体のものとして策定できるとされています。

現在、令和7年度を始期とする「第3期駒ヶ根市子ども子育て支援事業計画」を策定中であるが、第3期支援事業計画などを内包する「駒ヶ根市子ども計画（仮称）」として策定を進めたい。

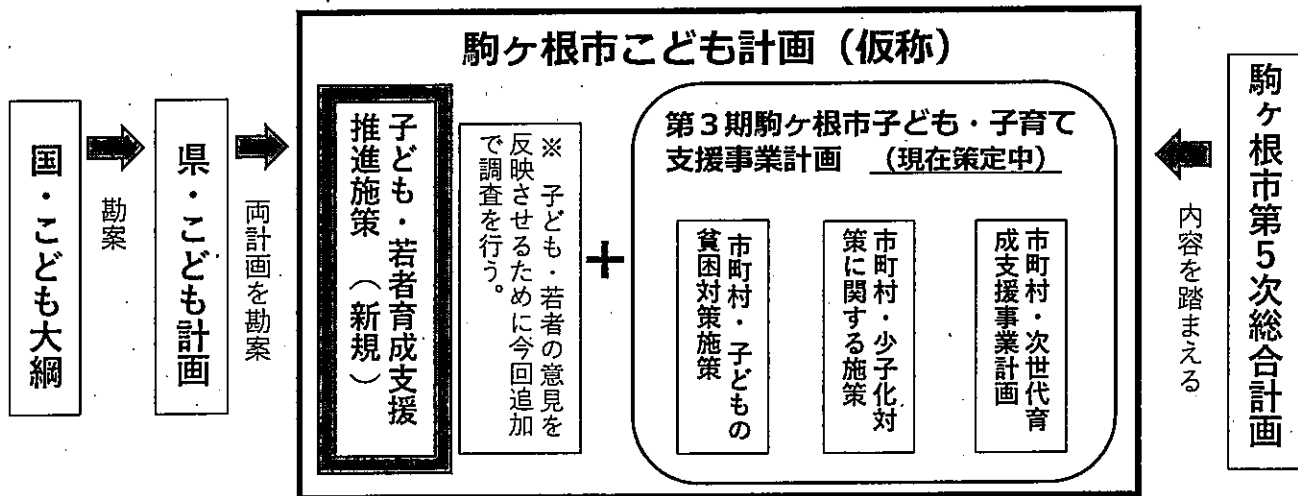
こども大綱 令和5年12月22日に「こども大綱」が閣議決定されたため、市町村の子ども計画は本大綱を勘案して策定することとなります。

国のこども大綱は「子供・若者育成推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」「少子化社会対策大綱」が一元化された。（県・市町村子ども計画にはその他の計画も一元化は可能とされる。）

駒ヶ根市の計画

現在、令和5年度と令和6年度にわたり「第3期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画」を策定作業中であるが「子ども・若者に関する計画」を含めることにより、国が定める「市町村子ども計画」とすることができるため、今回計画の追加を行うものである。

※「第3期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画」には「子どもの貧困対策の推進に関する施策」及び「少子化対策に関する施策」、「次世代育成支援事業計画」等の各種のこどもに関する施策・計画を一体として策定している。

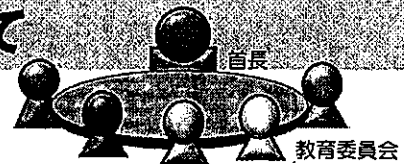


計画変更の内容と理由

「子ども・若者」の意見等の反映のため必要な措置を講ずるとされているため、支援計画の基礎調査とは別に、若者（39歳まで）に対してアンケート調査（ニーズ調査）を行い「子ども・若者計画」内容を追加して「駒ヶ根市子ども計画」とする。（今回は抽出による2,000件程度の予定）
また、関係部署と連携し子どもに関する施策・計画について「駒ヶ根市子ども計画」へ一本化を図る。

今年度に「駒ヶ根市子ども計画」を策定することにより、今後の子どもに関する事業を実施する際に「こども・子育て支援事業債（交付税措置あり）」を活用できる。

総合教育会議について



- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

1. 構成メンバー

- 構成員は執行機関である首長と教育委員会。
- 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。

2. 協議事項等

- 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。
 - ① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
 - ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
(例)耐震化の推進、教職員の定数の改善、土曜授業の実施 等
 - ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
(例)いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等
- 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

3. 会議の運営等

- 総合教育会議は首長が招集。
- 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めることも可能。
- 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。
- 議事録の作成・公表(努力義務)。
- その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

総合教育会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例

1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
- ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携
- ・青少年健全育成と生徒指導の連携
- ・居所不明の児童生徒への対応
- ・福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援

上記のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

2) 「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態であり、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
- ・災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
- ・犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合

・いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態の場合

*いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく

駒ヶ根市総合教育会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき設置する駒ヶ根市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 会議は原則として毎年度4月、7月及び11月に開催するものとする。

2 市長は、必要がある場合には臨時に会議を開催することができる。

(会議の招集及び進行)

第3条 会議の招集は、市長が会議の開催日時、場所及び協議等を行う事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

2 会議の進行は、教育次長が務める。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となるおそれがあると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号のほか、市長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談笑又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号のほか、会議の妨害となるおそれがある挙動をしないこと。

2 前項各号のほか、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、市長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人の員数制限)

第8条 市長は、会場の都合により傍聴人の員数を制限することができる。

(議事録)

第9条 市長は、次の事項を記載した議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項の規定に基づき非公開とされた議事のほか、会議が必要と認めるときは非公表とする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名

(3) 協議・調整が行われた事項とその内容

(4) その他必要と認める事項

2 議事録の公表は、駒ヶ根市公式ホームページに掲載することにより行う。

(事務局)

第10条 会議の事務局を教育委員会子ども課に置く。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮り定める。

附 則

この規程は、平27年7月23日から施行する。

(参考) 地教行法抜粋

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

令和5年度 第1回駒ヶ根市総合教育会議

令和5年7月28日

本庁 大会議室

1 あいさつ
市長
教育長

2 協議事項

(1) 令和5年度事業の推進について (P1)

3 意見交換

(1) 子育て全力応援の評価と今後について (別紙1)

(2) 不登校の現状と対応について (P5)

(3) 人権関係について (別紙2)

(4) その他

4 その他

[総合教育会議 協議事項]

(1) 過去の状況について

- ・ 各年度の事業・予算について
- ・ 3ヵ年実施計画について
- ・ 次年度予算について
- ・ 駒ヶ根市教育振興基本計画(教育大綱)について
- ・ 急激な少子化の状況について
市全体の人口動態、小中学校児童生徒数の推移、保育園等の入所児童数
- ・ 小中学校、保育園等の施設について
- ・ 竜東給食センターについて
- ・ 学校ICT活用について
- ・ コミュニティスクール・キャリアフェスの取組みについて
- ・ 駒ヶ根版自然保育について
- ・ 音楽を通じて生きる力をはぐくむ事業(エル・システム事業)について
- ・ 国民体育大会について
- ・ 地域交流センター(赤穂公民館)等施設整備について
- ・ 学校ICT活用について
- ・ 新型コロナウイルスの対応について
- ・ 学校ICTの整備及び活用状況について
- ・ 通学路の安全対策について

(令和4年度)

- ・ 子育て全力応援の状況について
- ・ ヤングケアラーについて
- ・ 部活動の地域移行について

(令和5年度)

- ・ 学校トイレの洋式化について
- ・ 人権教育について
- ・ 不登校の状況について
- ・ 保育園の整備について
- ・
- ・

R6-5 定例教育委員会報告

行事共催等承認申請一覧(専決分報告)

区分	受付番号	行事の名称	団体名	開催日	開催場所	承認	備考
後援	6-023	集まれ! シューティング かくれんぼの森	(株)フォレストーリー	令和6年5月18日(土)	伊那市「市民の森」	承認	新規
後援	6-024	FRESCOBALL ALPS 5月体験会	FRESCOBALL ALPS	令和6年5月18日(土)	美女ヶ森グランド	承認	
後援	6-025	第51回駒ヶ根市ママさん バレーボール選手権 大会	駒ヶ根市スポ協会バ レーボール部	令和6年6月9日(日)	泰成スポーツフロ アー	承認	
後援	6-026	全日本エルディスト大会 県予選	駒ヶ根ソフトボール協会 審判部	令和6年6月22日 (土)~6月23日(日)	市営グランド	承認	
共催	6-027	駒ヶ根高原音楽祭 佐 野成宏テノールリサイタル	(株)オペラ王国社	令和6年9月7日(土)	駒ヶ根市文化会館	承認	
後援	6-028	はみんぐ森カフェ	NPO法人子ども・若者サ ポートはみんぐ	令和6年6月5日(水) ~令和7年3月31日 (月)	駒ヶ根キャンプセン ター	承認	
後援	6-029	子どもと親の居場所	かたつむりの会(駒ヶ根 不登校親の会)	令和6年6月5日(水) ~令和7年3月31日 (月)	みなみ子ども交流 センター	承認	新規
共催	6-030	令和6年度パネル展及 び里親制度説明会	長野県飯田児童相談所	【パネル展】令和6年7 月17日(水)~7月23 日(火)【説明会】令 和6年7月24日(水)	【パネル展】駒ヶ根市 立図書館 【説明会】赤穂公民 館(地域交流セン ター)学習室2	承認	新規
後援	6-031	第44回全日本バレー ボール小学生大会 南 信地区大会	上伊那小学生バレー ボール連盟	令和6年6月16日(日)	赤穂中学校体育館	承認	
後援	6-032	第67回信濃のうたごえ 祭典in駒ヶ根	うたごえサークルざざむ し	令和6年9月8日(日)	駒ヶ根文化会館大 ホール	協議中	新規

共催 2 件
後援 8 件
協賛 0 件
10 件

承認 9 件
不承認 0 件
協議中 1 件
10 件

令和6年度 みんなでたすけあい、子どもに笑顔を
子育てサポーター養成講座

【てりせいよ】



「子育てを応援してほしい人」と「子育てを応援したい人」が会員となり、会員同士が支え合うファミリーサポートセンター。子どもを預かるために必要な基本的な知識や技術を学び、地域の子育てパートナーとして子育て家庭と一緒に応援しませんか？



会場 駒ヶ根市役所 南庁舎2階 大会議室
 定員 10名程度(20歳以上の方で受講資格は問いません)
 受講料 テキスト代として3,200円
 初日にお支払いください。一度いただいた受講料は返金できません。
 託児 要相談
 持ち物 テキスト代、筆記用具他(講座の内容により、事前にお知らせいたします)

回	日	時間	内容	講師
1	6月12日(水)	9:50~10:00	開講式	子ども課
		10:00~12:00	小児看護の基礎知識①	子ども課 保健師
		13:00~15:00	事故による子どもの傷害・心肺蘇生法 リスクマネジメント	上伊那広域消防本部 伊南北消防署 職員
2	6月19日(水)	10:00~12:00	心の発達と保育者のかかわり	保育カウンセラー 佐倉 礼子 先生
		13:00~15:00	身体の発達と病気	昭和伊南総合病院 小児科 鈴木 敏洋 先生
3	6月26日(水)	10:00~12:00	子どもの栄養と食生活①	子ども課 栄養士
		13:00~15:00	小児看護の基礎知識②	昭和伊南総合病院 看護師 藤原 仁美 様
4	7月3日(水)	10:00~11:00	子どもの栄養と食生活②	子ども課 管理栄養士
		11:00~12:00	子育て支援サービスを提供するために①	子ども課 子育て家庭教育係
		13:00~15:00	児童虐待と社会的養護	子ども課 家庭児童相談員
5	7月10日(水)	10:00~12:00	保育の心	経塚保育園 小原 千鶴 園長
		13:00~15:00	子育て支援サービスを提供するために②	子育て支援センター長
6	7月17日(水)	10:00~12:00	障がいのある子の預かりについて	保育カウンセラー 佐倉 礼子 先生
		13:00~15:00	子どもの生活へのケアと援助	子ども課 助産師
7	7月24日(水)	10:00~12:00	子どもの遊び	桜ヶ丘保育園 宮澤 さつき 園長
		13:00~14:30	子育て支援サービスを提供するために③	子ども課 子育て家庭教育係
		14:30~15:00	閉講式	子ども課

お申し込みの
締め切りは
6月3日(月)
となります

お申し込み・お問い合わせ
 駒ヶ根市ファミリーサポートセンター
 (駒ヶ根市教育委員会 子ども課内)
 担当 堀内・小倉
 TEL 0265-83-2111(内線715)
 FAX 0265-83-2181
 E-mail kosodate-ka@city.komagane.lg.jp

きりとり

令和6年度 子育てサポーター養成講座 申込書

お名前 _____ 生年月日 _____

ご住所 _____ 地区 _____

電話番号 _____ 託児希望 有・無(お子さんの年齢 _____)



子育てサポーターさん 募集中！！

空いている時間で
何かしたい

子どもが好き

地域のために
できることをしたい

子育て経験を
活かしたい



Q ファミリーサポートセンターってなに？

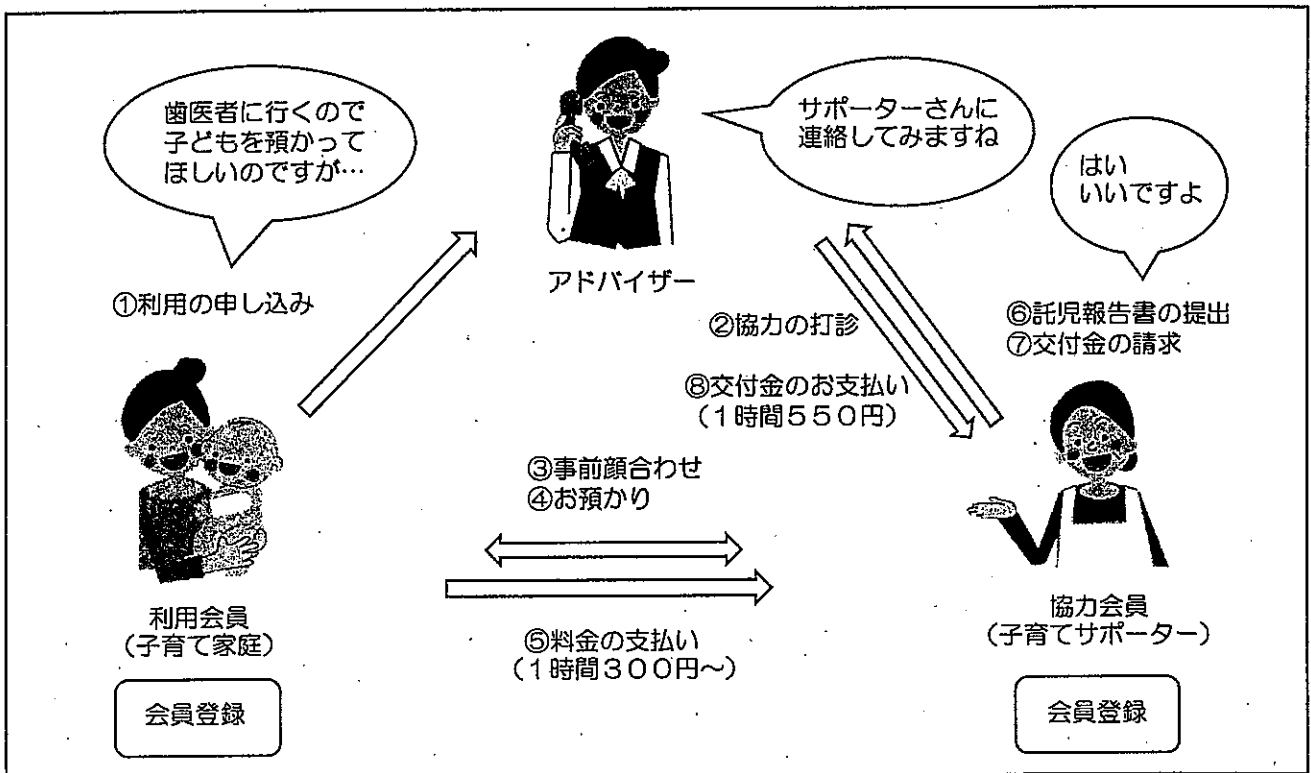
A 「子育てを応援してほしい」利用会員さんと「子育てを応援したい」サポーターさんが、地域の中で子育てのお手伝いをしあう会員組織です。

Q 活動の内容は？

A お子さんのお預かりや、保育園の送迎、育児のお手伝いなどです。

Q 子育てサポーターになるには？

A センターが主催する「子育てサポーター養成講座」(毎年6月頃開催)を受講し、会員登録をしてください。



利用会員さんは
1時間300円～で
利用できます



サポーターさんは
1時間850円～を
受け取れます



